

不正取引に関与した業者への処分方針の策定について

(平成19年10月9日教授会決定)

研究機関における公的研究費の不正取引に関与した業者への処分方針を次のとおり定める。

神戸市指名停止基準要綱 別表第1（事故等に基づく措置基準）及び別表第2（不正行為等に基づく措置基準）を準用するものとする。